

令和 7 年度
第 4 4 3 回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和 7 年 7 月 11 日
14 : 30 ~ 15 : 35
千葉労働局 1 階会議室

令和 7 年度
第 443 回千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和 7 年 7 月 11 日（金） 14：30～15：35
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者（委員）
 - 公益委員
伊澤委員、大越委員、大竹委員、小野委員、村上委員
 - 労働者委員
大谷委員、岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員
 - 使用者委員
神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員、古山委員
- 4 議題
 - （1）千葉県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - （2）令和 7 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - （3）千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
 - （4）千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について
 - （5）今後の審議日程について
 - （6）千葉地方最低賃金審議会の公開などについて
 - （7）その他
- 5 配付資料
 - （1）審議会資料
 - No. 1 ① 千葉地方最低賃金審議会運営規程
 - No. 1 ② 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
 - No. 1 ③ 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
 - No. 1 ④ 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
 - No. 2 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項について
 - No. 3 令和 7 年度千葉地方最低賃金・特定最低賃金審議会審議日程（案）
 - No. 4 ① 令和 7 年度（地方最低賃金）答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
 - No. 4 ② 令和 7 年度（特定最低賃金）答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
 - No. 5 地域別最低賃金改定状況の推移・特定最低賃金改定状況の推移
 - （2）各種統計資料
 - No. 1 毎月勤労統計調査 令和 6 年分結果確報

- No.2 令和6年毎月勤労統計調査特別調査の概況
- No.3 ちば毎月勤労統計調査地方調査結果月報（令和7年4月分）
- No.4 令和6年賃金構造基本統計調査の概況
- No.5 職員の給与等に関する報告について（概要など）
- No.6 県内経済情勢（令和7年4月判断）
- No.7 法人企業景気予測調査 千葉県分（令和7年4～6月期調査）
- No.8 第180回中小企業景況調査（2025年4～6月期）関東
- No.9 短観（概要）2025年6月（第205回 全国企業短期経済観測調査）
- No.10 2020年基準 千葉市消費者物価指数の動向（令和7年4月分）
- No.11 2025年春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果
- No.12 5月の中小企業月次景況調査（令和7年5月末現在）
- No.13 小規模企業景気動向調査（2025年5月期調査）
- No.14 商工会議所 LOB0（早期景気観測 2025年6月）
- No.15 最近の雇用失業情勢（令和7年5月）
- No.16 最低生計費試算調査・総括表（2025年4月現在）
- No.17① 2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況（加重平均）
- No.17② 2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況（加重平均）
- No.17③ 2025年夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結状況（加重平均）
- No.18 千葉県企業経営動向調査（2025年1～3月期）
- No.19 全国企業倒産状況（2025/01/14）
- No.20 千葉県内企業の「休廃業・解散」動向調査（2024年）
- No.21 千葉商工会議所景気動向調査（令和7年5月調査結果）
- No.22 足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組
- No.23 中小企業の賃金改定に関する調査
- No.24 令和6年度 ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（R7.1.17開催）

（3）その他資料

- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2025
- ・令和6年度における審議会の公開状況

6 議事内容

（賃金室長）

それでは、ただいまより、第443回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、委員の皆様が第56期千葉地方最低賃金審議会委員に就任され、初めての審議会でございますので、会長、会長代理が選出されるまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、本審議会の開催に当たりまして、千葉労働局長よりごあいさつを申し上げます。

(労働局長)

千葉労働局長の小山でございます。

審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各委員におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、第 443 回審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より、それぞれのお立場から、労働行政全般の円滑な運営に多大なご理解、ご協力を賜っていることにつきまして、この場をお借りして厚くご礼申し上げます。

本日は、千葉県最低賃金の改正について諮問させていただくために、本審議会を開催させていただいたところでございます。

本日、中央最低賃金審議会においても諮問が行われ、最低賃金の引上げの目安に関する審議が始まっております。

委員の皆様におかれましては、今後中央最低賃金審議会より示されます「目安」を参考にいただきながら、6 月 13 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、また、法定 3 要件のデータに基づいた、千葉県の実情を踏まえてのご審議を賜ることができればと思っております。

私ども事務局といたしましては、円滑で充実したご審議をいただけますよう、精一杯務めてまいりたいと考えております。

これから夏の暑い時期にかけて、委員の皆様には多大なご労苦をおかけすることになるかと存じますが、本年度も貴審議会の自主性を十分に発揮いただきご審議いただきますことをお願いしまして簡単ではございますが、私のあいさつといたします

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金室長)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様のご紹介させていただきます。

お手元の資料の後ろにあります、千葉地方最低賃金審議会委員名簿を参照いただければと思います。名簿の順にご紹介をさせていただきます。

《千葉地方最低賃金審議会委員の紹介》

本日は、公労使 15 名すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会は千葉地方最低賃金審議会運営規程第 7 条第 1 項により議事録を作成し、同第 2 項の規定によるものを除き公開いたします。

本日は、56 期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員も紹介させていただきます。

《事務局の紹介》

このメンバーで審議会運営に携わってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第 2 の会長及び会長代理の選出に入らせていただきます。

会長及び会長代理は最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととされております。

先立って、実施されました公益委員会議では、会長に村上委員、会長代理に大竹委員というお話がございましたがいかがでしょうか、皆様にお諮りいたします。

《異議なし、結構です。旨の声》

(賃金室長)

ありがとうございます。

皆様のご賛同により、会長に村上委員、会長代理に大竹委員が選出されました。

ただいま、会長にご就任いただきました村上委員と、会長代理にご就任いただきました大竹委員にごあいさつを頂きたいと思っております。

(会長)

この度、会長に就任いたしました村上と申します。

委員就任を 3 年目ということであり、経験も十分ではなく、心許ない面も多々ございますが、労使を代表する委員の皆様のご理解をいただき、極力円滑な議事進行に務めてまいりたいと思っております。

ここ数年、最低賃金に対する社会の関心が飛躍的に高まってきております。

今年は特に一層の物価高騰と、一方で米国の関税の動向なども踏まえて、さらに難しい審議になることが予想されます。

何とか労使で適正な金額で妥結できますように微力ながら努力したいと思っ

ております。

公労使の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(賃金室長)

ありがとうございます。

続いて、大竹会長代理より、ごあいさつを頂戴いたします。

よろしくお願いいたします。

(会長代理)

この度、会長代理に選出していただきました大竹と申します。

私も会長代理は初めてですが、しっかりと村上会長を支えながら金額を出していきたいと思っております。

円滑な審議に向けまして、是非、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事運営につきましては会長をお願いいたします。

(会長)

議事に入らせていただきます。

まず、議題（１）の「最低賃金の改正決定について」です。

千葉労働局長から、諮問を受けたいと思います。

《千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会長に諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文の朗読》

(賃金指導官)

諮問文に盛り込まれてございます「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の中で最低賃金に関する部分についてご紹介させていただきます。

お手元の配布資料「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」の 26 ページ、Ⅱの 5 をご覧ください。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

中略しまして、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。

国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。

その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の 7 ページにも同文が記載されております。

以上でございます。

(会長)

ただいま、労働局長から諮問を受けましたので、議事を進めます。

まず、審議の公開の報告をいたします。

本審議会は審議会運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますの

で、傍聴者について公示をしたところ、1名の傍聴者がおりますのでご報告いたします。

議題（２）の「令和７年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」事務局から説明願います。

（賃金室長）

議題（２）の「令和７年度本審議会の運営について」、まず、お手元の資料でございますが、資料No.1-1「千葉地方最低賃金審議会運営規程」、資料No.1-2「運営小委員会運営規程」、資料No.1-3「専門部会運営規程」、資料No.1-4「特別小委員会運営規程」をご覧ください。

現在、４つの運営規程が設けられているところでございます
改正の必要性についてお諮りいたします。

（会長）

事務局から説明のありました４つの運営規程の改正についてですが、何か意見はございますか。

《（意見）ありません。旨の声》

（会長）

改正については特に意見がありませんでしたので、運営規定の改正は行わないことといたします。

今年度もこの運営規定により当審議会を運営してまいりたいと存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（３）の千葉地方最低賃金審議会「運営小委員会」・「特別小委員会」の設置について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

千葉地方最低賃金審議会「運営小委員会」と「特別小委員会」の設置について説明させていただきます。

当審議会では、従来から本審議会の議事運営に関する事項について協議するために運営小委員会を設置し、また、特定最低賃金にかかる決定などの必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために特別小委員会を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。

また、これら小委員会の構成は、それぞれの運営規程の第３条により、ともに各側委員３名、計９名の構成となっております。

(会長)

ただいま、事務局から説明のありました、運営小委員会と特別小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することについて意見はございますか。

《(意見) ありません。旨の声》

(会長)

それでは、運営小委員会と特別小委員会を設置することといたします。

ここで、それぞれの委員会の委員を選出していただきたいと思います。

労使公益3名ずつ、この場で選出していただきたいと思いますので、ご協議ください。

《選出できます。旨の声》

(会長)

運営小委員会について労働者側委員からご報告をお願いします。

(労働者代表委員)

鈴木委員と大谷委員と私、中島でお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

続いて、使用者側いかがでしょうか

(使用者代表委員)

坂元委員、古山委員、私、高橋でお願いいたします。

(会長)

最後に、私から公益委員を報告いたします。

運営小委員会の公益委員は大竹委員、小野委員、そして、私 村上が務めさせていただきます。

続いて、特別小委員会についてですが、労働者側委員の報告をお願いします。

(労働者代表委員)

田中委員、岡田委員、私、中島でお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

使用者側はいかがでしょうか

(使用者代表委員)

坂元委員、古山委員、私、高橋でお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

最後に、公益委員を報告いたします。

小野委員、大竹委員、私、村上の3名で行います。

以上、それぞれ9名の方が、運営小委員会及び特別小委員会の委員に選出されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議題(4)の「千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について」ですが、先ほど、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしくお願いします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内となっており、従来から、各側3名、合計9名となっていますが、今年度も同数の構成でいかがでしょうか。

お諮りいたします。

《異議なし・結構です。旨の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、各側からそれぞれ3名の専門部会委員が選出されることとなります。

選出の手續について、事務局からご説明をお願いいたします。

(賃金室長補佐)

はじめに、千葉県最低賃金専門部会委員の推薦公示についてご説明いたします。

根拠につきましては、最低賃金決定要覧の153ページから154ページを参照ください。

最低賃金審議会令第6条第4項により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同審議会令第3条を準用することになりますので、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。

専門部会の推薦公示については、2から3週間程度とされておりますが、本年度においては審議会運営及び日程の都合上、令和7年7月25日を期限として公示することといたします。

(会長)

ありがとうございます。

続きまして、関係労働者及び関係使用者からの意見書による意見聴取について、また、かかる公示について、併せて事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

千葉県最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見書による意見聴取にかかる公示について、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項及び同施行規則第11条第1項に基づき、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととされております。

このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべく公示することとなります。

この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日を本日7月11日、意見書提出期日を令和7年7月29日までとすることを予定しております。

なお、公示につきましては、千葉労働局のホームページに掲載いたします。

(会長)

ありがとうございます。

続いて、千葉県最低賃金に関し、関係労使に会議などに参加いただき、意見を聴くことについて、説明をお願いします。

(賃金指導官)

まず、条文は最低賃金決定要覧の158ページに載っております。

最低賃金法施行規則第11条第2項により審議会は、関係労働者及び関係使用者のうち、審議会が適当と認める者を会議に参加させる等などにより、意見を聴くものとされています。

昨年度は、この規定により、4つの労働組合から要望がありまして、第2回本審議会において当初4名が陳述する予定でしたが、1名の方が遅れたため3名

が陳述いたしました。

今年度につきましても、関係労使から意見陳述の要望がある場合は、昨年度同様に会議などの場において、意見聴取を実施する方向でよろしいかお諮りいたします。

(会長)

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、千葉県最低賃金に関し、関係労使から要望がある場合は、会議などにおいて、適当と認める者から、意見聴取を実施することによろしいでしょうか。

《異議なし・結構です。旨の声》

(会長)

異議がないようですので、千葉県最低賃金にかかる関係労使の会議などでの意見聴取につきましては実施することといたします。

なお、いつ、どのように実施するかなど審議の運び方について、運営小委員会で協議することといたします。

続いて、特定最低賃金に関する意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

特定最低賃金の意見聴取につきましても、最低賃金法施行規則第11条第2項により、審議会が適当と思われる者を会議などに出席させるなどにより、意見を聴くことができるとされています。

昨年度は、特定最低賃金6業種について、4団体4名から意見聴取を行いました。

今年度、改正又は新設を申し出た関係労使から意見陳述の要望があった場合、意見聴取を行うかお諮りいたします。

(会長)

ただいま、事務局から説明のありました千葉県特定最低賃金に関する意見聴取について、改正及び新設を申し出た関係労使から意見を述べる要望があった場合には、会議などの場で意見聴取を行うことによろしいでしょうか

《異議なし・結構です。旨の声》

(会長)

意見などがないようですので、千葉県特定最低賃金の改正及び新設を申し出た関係労使から意見を述べる要望があった場合には、意見聴取を行うことといたします。

なお、意見聴取の方法などについて、第1回運営小委員会で協議することによってよろしいでしょうか

《異議なし・結構です。旨の声》

(会長)

それでは、第1回運営小委員会で協議することといたします。

続きまして、議題(4)に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。

はじめに事務局から説明をしていただきたいと思います。

(賃金室長)

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて、ご説明いたします。

資料No.2「最低賃金審議会令第6条第5項について」をご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

本審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会では適用していませんが、特定最賃の専門部会の決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してきたところです。

本年度についてはいかがすべきでしょうか、ご審議を賜りたいと存じます。

(会長)

ただいま、事務局から説明のありました最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

《異議なし・結構です。旨の声》

(会長)

ありがとうございます。

ご賛同いただきましたので、特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろし

くお願いいたします。

続きまして、議題（５）「今後の審議日程について」ですが、まず、事務局から今年度の審議日程についてご説明を受けたいと思います。

（賃金室長）

資料№.3「令和７年度千葉地方最低賃金・特定最低賃金審議会審議日程（案）」をご覧ください。

最初に千葉地方最低賃金審議日程案について説明します。

地方の最低賃金審議日程は、中央の最低賃金審議会での、地域最低賃金引上げの目安が７月末までに示されることを見込み、８月１日午後１時１５分に目安伝達と特定最低賃金の改正諮問を行うための本審議会を予定しております。

なお、中央最低賃金審議会の審議日程が示されましたので、皆様にお配りさせていただきます。

千葉県最低賃金専門部会につきまして説明します。

例年を参考に、県最賃の金額審議を行う、県最賃専門部会を３回行うケースと、県最賃専門部会を４回行うケースを設定しております。

なお、専門部会が５回以上になる場合は、別途、調整をすることを考えております。

県最賃専門部会を３回行うケースについて説明します。

８月１日、８月４日、８月５日に県最賃専門部会を行います。

第３回目専門部会のある、８月５日に県最賃の金額について結審した場合には、同じ８月５日に賃金額についての答申のための第３回本審議会を行います。

この場合、１５日間の公示・異議申出期間を経て、８月２１日に異議の申出についての諮問・答申を行う第４回目の本審議会の予定を設けております。

次に、専門部会を４回行うケースについて説明します。

８月１日、８月４日、８月５日、そして、予備日の８月７日の第４回県最賃専門部会を行い、４回目の専門部会で県最賃の金額について結審した場合、同じ８月７日に第３回目の本審議会を開催します。

８月７日に本審議会を開催し、千葉県最低賃金の賃金額についての答申を行った場合には、その後１５日間の公示、異議申出を経て、８月２５日に異議の申出についての諮問・答申を行う本審議会を設けることとしております。

ここで、最短発効日についてご説明申し上げます。

資料№.4「令和７年度地方最低賃金答申要旨の公示日別、最短効力発生予定日一覧表」をご覧ください。

先ほど県最賃の専門部会を３回行うケースと、予備日を設け４回行うケースについてご説明しました。

県最賃の専門部会を3回行うケースは、8月5日に答申し、異議申出期間を経て8月21日に異議審、異議審というのは、今回は第4回目の本審議会となりますが、8月21日に異議審を開催し、その後官報公示手続のために必要な期間及び官報公示30日の後、最短での発効日が10月1日となります。

専門部会を4回行うケースですと、予備日の8月7日に4回目の専門部会を開催し結審・答申、その後、異議申出期間15日の締切りが、8月22日となり、土日を挟み、8月25日に異議審、第4回目の本審議会を開催し、官報公示の後、発効日は最短で10月3日となります。

仮に専門部会の回数が5回以上となり、答申日が後ろの日程となりますと最短発効日についても、後ろにずれていくというふうになります。

なお、こちらの発効日は、最短効力発効日でございますので、審議会の決定で発効日をこの表より遅くすることは可能でございますが、前倒しすることはできないということとなっております。

今後の中央での目安額審議の進行状況などにより、千葉での日程に変更、追加の必要の可能性が考えられることとなった場合には事務局にて速やかに日程の調整を図ることとしております。

次に、特定最低賃金の日程につきまして説明いたします。

特定最賃の審議日程は、資料No.3の2枚目でございます。

特定最賃の審議日程は、12月25日の発効に向けて予定を組んでいるところでございます。

ただいま、お示ししております日程案は現在ある7業種と、新設1業種で専門部会を進めさせていただいた場合の日程案でございます。

今後、8月4日の第1回特別小委員会と、8月21日または25日に実施を予定しております、第2回特別小委員会の中で、特定最賃の改正などの必要性についてご審議をいただき、8月21日または8月25日の本審議会での決定を受けて、各特定最賃専門部会の日程を確定させる予定としております。

ご説明は、以上でございます。

(会長)

ただいま、報告がありましたように、千葉県最低賃金の審議日程案と特定最低賃金の審議日程案が事務局より示されましたが、審議日程につきましては、この場で大筋ご了承いただき、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において、議事運営に関する詳細についてご協議をいただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。

《結構です。旨の声》

(会長)

審議日程については、ご賛同いただきました。

事務局は、日程の変更、追加の必要がある場合は、各委員に速やかに連絡をするようお願いいたします。

続いて、議題（６）本審議会の公開に関し、事務局からご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

「地方最低賃金審議会委員説明資料」をご覧ください。

こちらの２枚目、（３）の議事の公開、赤文字部分をご覧ください。

令和５年４月６日に開催された中央審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会報告書」によりますと、「会議の公開・非公開については、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという２つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」との報告があったところです。

続いて、千葉地方最低賃金審議会資料№.1-1の「千葉地方最低賃金審議会運営規程の第６条（議事の公開）」をご参照ください。

また、A４横の１枚資料、令和６年度における審議会議事及び議事録の公開状況等をご参照ください。

先に、A４横１枚の「令和６年度における審議会議事及び議事録の公開状況等」を説明します。

表は、本審と専門部会とに分けられておりますが、このうち、本審をご参照いただければと思います。

千葉県については、千葉との記載がございます。

千葉の本審の議事非公開の部分の欄を見ますと、２者協議と記載されております。

これは、原則公開ですけれども、公労使の３者協議ではなく公と労、公と使といった２者協議となった場合は非公開とし、傍聴人を入れないこととされております。

つまり、本審に傍聴人がおられる場合は、２者協議になったら一時、退席をいただくという取扱いとなつてございます。

また、議事録の非公開部分としては、同左とあります。

つまり、２者協議については議事録も公開しない取扱いとなつてございます。

千葉地方最低賃金審議会では、令和５年度の運営小委員会にて、非公開部分に関して議論され、公労使が合意のうえ、現在の取扱いとなつたとの経緯がございます。

ます。

次に、資料No.1-1 千葉地方最低賃金審議会運営規程を確認しますと、第6条に「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とあります。

つきましては、ご説明させていただいたことを踏まえまして、今年度の取扱いについてお諮りいたします。

(会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、本審のうち、傍聴または議事録の公開について、昨年度と変更することについて意見はありますか。

《(意見) ありません。旨の声》

(会長)

意見がありませんでしたので、今年度も従来どおり、本審は2者協議以外の議事は公開、議事録も2者協議以外は公開ということでよろしいでしょうか

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、本年度も従来どおり本審は2者協議以外の議事は公開、議事録についても2者協議以外を公開することといたします。

最後に議題(7)「その他」になりますが、事務局の方から各種資料をご用意していただきましたので、簡単に説明をお願いしたいと思います。

また、その他報告がありましたらお願いいたします。

(賃金室長)

本日用意させていただきました資料についてご説明と、事業場視察についての報告をさせていただきます。

(賃金指導官)

資料のNo.5をご覧くださいと思います。

こちらの資料は、1. 千葉県の最低賃金と特定最低賃金、2. 各都道府県の最低

賃金、3.各都道府県の特定最低賃金、4.地域別最低賃金と特定最低賃金の差
5.本年度の特定最低賃金で「総合スーパーマーケット」の新設の申入れがございましたので、全国の「百貨店、総合スーパー」に関する推移、以上5つの構成で作成した資料になります。

1～2ページが千葉県最低賃金と特定最低賃金の推移です。

初めに千葉県最低賃金の推移などになります。

令和6年、現在の最低賃金は1,076円、その下が引上げ額を表示しており、前年1,026円から50円アップ、その下が率にして4.87アップとなっております。

次は空白となっておりますが、こちらは最低賃金1,076円を下回っている労働者がどの程度いるのかを示す未満率の項目になりますが、現在、基礎調査というものを行っておりまして、次回の審議会までには調査結果と合わせてお示しすることができると思います。

次の19.0は昨年1,026円から1,076円に引上げた際の影響率を表示しております。

その下の50はAランクの目安額となっております。

続きまして、特定最低賃金の推移などです。

まずは、鉄鋼業になります。

鉄鋼業、令和6年、現在の最低賃金は1,147円、先ほどの千葉県最低賃金と同様の構成で、その下が前年1,096円からの引上げ額51円、引上げ率につきましては4.65となっております。

空白の箇所は未満率の欄で、現在調査中ですが、次回の審議会にはご報告できると思います。

その下の5.1は1,147円に引上げた際の影響率です。

その下の71は、千葉県最低賃金1,076円と鉄鋼業の最低賃金1,147円の差である71円を表示しております。

71円の下6.60は率にしたものです。

6.60の下1,185は労働協約額の下限額を表示しております。

1,185の下86は、前年の協約額1,099円との差を表示しています。86の下7.83は率となっております。

なお、黄色の1,266円は今年度の申入書の提出がございまして、その最低協約額を表示しており、前年1,185円より81円の引上げ、率にして6.84の引上げとなっております。

次に、109につきましては、県最賃1,076円と協約額1,185円の差を表示しております。率にして10.13となっております。

次が電気機械器具製造業関係を表示しております。

上から、令和6年 現在の最低賃金は1,105円、引上げ額は50円、率にして

4.74、未満率は現在調査中につき空白、影響率は5.1、千葉県最低賃金1,076円との差は29円、率にして2.70、協約額は本年、鉄鋼業と同様に申入書の提出がありまして、黄色のところになります。本年の協約額は1,198円 前年より77円、率にして6.87の引上げとなっております。

前年の協約額1,185円と千葉県最低賃金1,147円は45円、率にして4.18となっております。

以下、調味料、一般機械器具、2ページ目で精密機械器具、各種商品小売業、自動車（新車）小売業を同様に表示しております。

なお、現在までに申入書が提出されております。各種商品小売業と自動車（新車）小売業については、最低協約額を表示しております。

調味料と一般機械器具につきましても申入書の提出を予定しているとのことですので、次の審議会までにはご報告できると思います。

表の枠外になりますが、大きな括弧書きの部分ですが、新設の申入れが、総合スーパーマーケットでございまして、こちらの労働協約の最低額が1,135円となっております。各種商品小売業と同じ金額となっております。

また、表の方には略称を用いておりますので、枠外に正式名称を表示しております。

次に、3ページ目をご覧ください。

全国の最低賃金の令和元年から令和6年までの推移でございます。千葉県とAランクについては色付けしております。

4ページ目は、最低賃金の引上げ額を表示したものでございます。

一番下全国加重平均額で令和6年は51円引上げとなっております。

5ページ目は引上げ額を率にしたものでございます。

6ページから8ページは全国の特低賃金のうち、千葉県に関連するものを表示しております。

6ページには上から食料品・飲料製造業関係として、千葉県は調味料が該当します。

次に、鉄鋼業関係、一般機械器具製造業、7ページには精密機械器具と電気機械器具を、8ページには各種商品小売業と自動車小売業を表示しております。

9ページから11ページは引上げ額を表示しております。

12ページから14ページは引上げ額を率にしたものです。

15ページから17ページは地域別最低賃金と特定最低賃金の差額を表示しております。

18ページから20ページは地域別最低賃金と特定最低賃金の差額を率にしたものです。

最後21ページ目は、本年「総合スーパーマーケット」で新設の申入書の提出

がございましたので、全国の「百貨店、総合スーパーマーケット」の金額の推移、引上げ額などを表示しております。

以上で私からの説明は終わります。

引き続き、賃金室長から資料の説明をいたします。

(賃金室長)

資料統計についてご説明申し上げます。

資料が多く、時間も限られておりますことから、各資料を簡単にご紹介申し上げます

資料No. 1 をご覧ください。

厚労省令和 7 年 2 月発表「毎月勤労統計調査 令和 6 年分結果(全国版)」です。

資料 1 ページ目の二重線で囲まれた前年比較の欄ですが、現金給与総額は前年比 2.8%増となっております。

続いて、資料 2、同じく「毎月勤労統計調査」の特別調査(全国版)です。

3 ページの(1)事業場規模 1～4 人の事業所について、令和 6 年 7 月における決まって支給する現金給与額は、前年の令和 5 年 7 月と比して 2.5%増となっております。

続いて、資料 3、千葉県の「毎月勤労統計調査」で、令和 7 年 4 月分のもので

す。
表紙をご覧くださいますと、前年の同月、令和 6 年 4 月と比較した場合、事業場規模 5 人以上ですと、決まって支給する給与は対前年同月比 2.1%減、事業場規模 30 人以上ですと、対前年同月比 0.2%減となっております。

続いて、資料 4、厚生労働省の令和 6 年の「賃金構造基本統計調査」で、令和 6 年 6 月分賃金として支払われたものを調査しております。

6 ページの下の方の一番下の行、男女計で賃金増減率は、前年、令和 5 年 6 月と比較し 3.8%増となっております。

次に、資料 5「千葉県職員の給与」についてです。

千葉県の職員給与は、生計費や民間企業の給与等との均衡を考慮して定められておりますが、直近の令和 6 年 10 月の勧告について、8 ページ中ほどに改定率が記載されており、前年度の 3.3%増となっております。

次に、資料 6「千葉財務事務所 県内経済情勢」の令和 7 年 4 月判断ですが、1 ページに、総括判断として県内経済は持ち直しているとあります、前回の令和 7 年 1 月も同様でございます。

次に、資料 7、千葉財務事務所「法人企業景気予測」です。

3 ページをご覧ください。

景況の状況判断は、下降超幅が縮小、同じ 3 ページの表 1 の企業の景況判断 B

S I は令和 7 年 4 月から 6 月は、マイナス 3.5 となっております。

次に、資料 8、独立行政法人中小企業基盤整備機構の 2025 年 4～6 月期の「中小企業の景況調査」ですが、中小企業の業況判断 D I は 4 期ぶりに上昇、業況判断 D I はマイナス 16.3 となっております

次に、資料 9「日銀短観」です。

1 ページ目の表「最近」について、表の一番下の全産業では、大企業の最近の D I は 23、中堅企業の最近の D I は 19、中小企業の最近の D I は 10 となっております。

次に、資料 10、千葉市の「消費者物価指数」です。

1 ページ目の結果の概要ですが、令和 2 年を 100 とした令和 7 年 4 月の消費者物価指数の総合指数は 110.3、前年同月比は 2.9%の上昇となっております。

また、3 枚目に千葉市の 10 大費目指数表によると、食料品の物価指数は 121 です。

次に、資料 11、連合の「2025 春季生活闘争 第 7 回最終回答集計結果」です。

回答集計 1 枚目の上の欄ですが、賃金引上げ率は 5.25%、回答集計 2 枚目の一番上の表の有期・短時間、契約労働者の賃上げ率は単純平均 5.17%です。

次に、資料 12、全国中小企業団体中央会の令和 7 年 5 月末現在の「景況調査」です。

表紙の 5 月の景況 D I は、製造業、非製造業ともに小幅上昇となっております。

次に、資料 13、全国商工会連合会の「小規模企業景気動向調査」D I は、2025 年 4 月がマイナス 17.5、6 月がマイナス 16.8 です。

次に、資料 14「商工会議所 LOBO」の早期定期観測につきましては 3 ページに「2025 年 6 月の動向」とあり、全産業合計の業況 D I は、マイナス 16.8 となっております。

次に、資料 15、6 月 27 日当局発表「最近の雇用失業情勢」です。

有効求人倍率は 1.00 倍となっております。

次に、資料 16、全労連の「最低生計資産調査・総括表」です。

全労連が試算しました、健康で文化的な人間らしい暮らしのために必要な賃金額で、千葉県の試算はございませんが、近隣の埼玉県のさいたま市では、月 173 時間働く方であれば時給換算で 1,580 円が必要との試算となっております。

次に、資料 17、一般社団法人日本経済団体連合会調査の「春季労使交渉・中小企業」業種別回答状況」です。

1 枚目の総平均を見ますと、2025 年のアップ率は 4.35%となっております。

次に、資料の 18 番目、公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金の「千葉県内企業経営動向調査 2025 年の 1～3 月期」です。

1 ページ目の県内企業の業況判断 B S I はマイナス 0.3 で、2 期ぶりに悪化

とあります。

次に、資料の 19 番、東京商工リサーチ調べの「倒産状況」です。

負債総額 1,000 万円以上の倒産について、5 ページをご覧ください。

千葉県倒産件数、2024 年で、倒産件数 298 件と近年で最も高い件数となっております。

次に、資料の 20、帝国データバンクの調査です。

2024 年の千葉県内の倒産は、301 件となり 11 年ぶりに 300 件を超えました。

また、同じページの下の調査結果要旨の 1. 千葉県内で休廃業・解散を行った企業は 2,738 件で前年比 33.2% 増となっております。

次に、資料の 21、千葉商工会議所の「景気動向調査令和 7 年 5 月調査結果」の 1 ページ目の全産業の業況 D I はマイナス 11.2 で幾分改善となっております。

次に、資料の 22、財務省の賃上げの動向などですが、1 枚めくって調査の主なポイントの 1 つめ、調査期間 2025 年の 3 月から 4 月にかけての調査ですが 2025 年度に「2024 年度を上回る賃上げを見込む企業は、大企業や中堅企業で約 4 割、中小企業で約 3 割にのぼる。」とあります。

次に、資料の 23、日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」ですが、表紙を一枚めくった、「調査結果のポイント」の「2025 年度の賃上げ実施状況」によると、賃上げを実施する中小企業は約 7 割とあります。

その下に正社員の賃上げ率がありますが、4.03% となっております。

最後に資料の 24、千葉県内の公労使団体などにより構成されております「千葉の魅力ある職場づくり公労使会議」ですが、今年 1 月には、「持続的な賃上げに向けて公労使が一丸となって取り組んでいく」とされております。

資料説明は以上です。

続いて、事業場視察についてご説明申し上げます。

こちらは、資料はございません。

事業場の実地視察につきましては、視察結果を審議に活かすため、審議日程を考慮のうえ 7 月中に実施するよう調整を行っていたところですが、事業場様のご都合などもあり調整が難航し、誠に残念ながら現時点での開催は困難となっておりますことを報告します。

(会長)

事業場への実地調査については、事務局と事業場とで取り組みいただいたようですけど、本年の開催は少々難しいようですので、今年度は見送りもやむを得ないと思われませんが、皆さんいかがでしょうか。

《見送り。次年の開催。旨の声》

(会長)

それでは、今年度の事業場視察については見送ることとしたいと思います。
以上で、本日の議題は終了となりますが、他に何かございますか

(賃金室長)

ありません。

(会長)

委員の方々もよろしいでしょうか

《ありません。結構です。旨の声》

(会長)

何もないようですので、本日の審議を終了させていただきたいと思います。
なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたします
ので、よろしくお願いいたします。
以上をもちまして閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。